

事業計画書  
(平成29年度)

社会福祉法人 聖静学園

## 平成29年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

### 理念

社会福祉法人聖静学園は、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持を基本として、利用者が健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に一人ひとりの障がいに応じた、人権に配慮したサービスを提供します。

### 施設の運営

- ①障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」(定員 30名)

### 事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」 (定員 38名)
- ②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」 (定員 7名)
- ③短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」(定員 2名)
- ④居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」 (契約者 38名)

## 1. 法人本部

### (1) はじめに

平成29年度は、社会福祉法人聖静学園の設立から34年目、石山センター開設から33年目を迎える。この間、行政や地域社会のニーズに応え、小規模ながら入所1施設に加え4事業を展開するに至っている。今後も求められる役割について応えていく姿勢に変わりない。特に今年度は、社会福祉法の改正により社会福祉法人の役割や責任に大きな改革を求められていることへの対応や社会情勢の変化に呼応した事業の展開を推進していく。

### (2) 事業計画

#### ①社会福祉法改正への対応

経営組織の在り方の見直し(ガバナンスの強化)、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下など社会福祉法人に求められる改革は多岐に亘っている。このように当法人においても、経営組織はその役割と責任

が見直され、既に札幌市より新定款の認可を受け、これから新評議員及び新役員（理事・監事）による新しい体制を作っていかなければならない。同時に、閲覧・公表の義務付け対象範囲の拡大に対して確実に実施していく。

## ②法人改革

今後の法人運営に関して、法人を代表する理事長の役割と責任は、ますます大きくなっていき、日々、法人本部及び各事業とより近い距離が求められる。これを実現するためには、理事長の勤務形態を再考しなければならない。今後、このようなケースを想定して、新定款第21条のとおり、新たに役員の報酬等の支給基準を定める予定であり、平成28年度の決算理事会において案を決議し、定時評議員会において承認となる予定でいる。

## ③組織改革

現在のサービス状況ならびに先を見据えたサービスとそれにとまなう人材の配置と育成の視点から、現組織の再編成を行う。まず、従来の次長職を法人各事業運営を中心に施設長を代行する副施設長職と各事業事務・会計を掌握する事務長職に切り離し、より業務における中立性と公平性を担保させる。次に、支援課を入所支援課と地域支援課の二つに分け、それぞれに課長を配置し、地域支援課の下に生活介護事業所いしやま、居宅介護事業所フルネス、グループホームるあーなを置き、それぞれに係長と主任を配置することで、組織構造における機能分化と階層分化を明確にし、全体としての組織目的を遂行し、その効果性を高めることを目指す。また、人材育成や組織活性化の観点から極めて重要であり、その効果も期待できることから、事業所間を含めた人事異動を積極的に実施する。

## ④人材確保

新規の職員採用については、困難さは今も継続しており、慢性的な職員不足に陥っており、この状況は今後も変わらないものと思われる。今までの求人方法ならびに求人内容等を再考し、あらゆるルートを通じて通年募集を行い新規採用者の獲得を目指していく。同時に、職員の定着率向上に向けた取り組みや福利厚生面の充実にも取り組んでいく。

## ⑤人材育成

施設職員には常にその社会的使命に沿って専門技術者としての成長が求められる。そのために施設外研修の機会に加え、今年度は例年以上に施設内における研修を充実させる。従来のテーマ別研修・新規採用職員研修に加え、新たに、実践発表会・施設外研修報告会・キャリア別研修会及び抄読会を社会福祉士有資格者が中心となり取り組んでいく。

#### ⑥職員のメンタルヘルス対策

ストレスチェックを導入し、定期的に職員のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることに取り組む。

#### ⑦人事考課制度について

人事考課制度の導入に関しては、総合的に判断し現時点では導入の予定はないが、職員の能力開発・育成及び処遇の適正化に有効であると考えられるため、前年度から導入した自己評価と上司評価をベースとした管理職面談を継続する。合わせて、H29年度の実現に向け、評価項目ならびに面談方法や内容等に検討を加える。

#### ⑧虐待防止委員会（仮称）の設置

利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、虐待防止体制の再構築に取り組む。虐待防止委員会（仮称）の設置に際しては、現在ある苦情処理委員会やリスクマネジメント委員会との関係も含めて整理していく。

#### ⑨サービス評価の実施

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供がある施設やサービス提供者を選べる時代となり、一方、施設やサービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人一人の豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められる。この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、当法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であり、まずは自己評価からスタートする。

#### ⑩各地域生活支援事業の充実

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況であり、今後は特に在宅生活者らのニーズが高まるのは必然の状況にある。各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるように努めていく。同時に、各事業の質の向上はもとよ

り、求めに応じ各事業の拡大を目指していきたいと考えており、その中でも、相談支援事業所の開設とグループホームの展開に関して検討を加える。

#### ⑪施設の老朽化問題

当施設も開設から 32 年を経過し建物及び設備など様々な面において老朽化が目立ってきており、必要な定期点検の結果及び支障が生じる度に対応を実施している。近年はスプリンクラー設置、ボイラー交換、外壁改修等の大規模修繕が実施されているが、少なくとも向こう 10 年間は使用するための体制を整えなければならない。加えて、これからますます入所利用者の加齢にともなう身体機能の低下に対するハード面の対応に迫られるものと思われ、ここ数年の内に改修ならびに建て替えの具体的な検討が必要と考える。その中でも下記の項目に関して早急な対応が望まれ、H29 年度内の実施を予定する。

- a. マンホール 蓋及びアスファルト部分の改修
- b. 厨房設備 冷蔵冷凍庫・回転釜の取替、スチームコンベクションオーブン等の導入
- c. 鍵 不都合箇所が見られてきており、すでに廃番となっていることから、一部OR全面取替の検討

#### ⑫法人ホームページの再編

社会福祉法等の一部改正にともなう、社会福祉法人制度改革における事業運営の透明性の向上に対して、ホームページを活用し国民一般に情報を公表し、運営の透明性を確保することを目指す。また、ホームページにおいて当法人事業等を広く発信することで、職員募集や利用者募集の窓口となることを期待し取り組む。以上を踏まえて、現在の法人ホームページを再編する。

#### ⑬防犯対策

神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した入所者殺傷事件は、障害者施設の利用者及び関係者に大きな衝撃を与えた。障害福祉サービスにおいては、これまで火災や自然災害の備えについては一定の基準が設けられ、安全性に留意がされてきたが、殊に防犯という観点ではあまり注目されていなかったように思われる。今回の事件により、障害福祉サービスの分野でも防犯上の備えや意識を常に心がける時代になったことが浮き彫りになった。地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図ることが重要であり、不審者の侵入防止と利用者の安全確保のための防犯マニュアルの早期策定に努める。

#### ⑭災害対策

東日本大震災や熊本地震、今年の台風 10 号に伴う暴風及び豪雨等を受けて非常災害時における対応について、要配慮利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に努めなければならない。火災、地震、水害、土砂災害等の各災害に対する避難確保計画（非常災害対策計画）の早期策定（再編）に努める。同時に避難訓練の実施に取り組んでいく。

## 2. 障害者支援施設 「石山センター」

### （1）はじめに

入所利用者は日中の活動を含め、生涯を通じた生活の場であることを常に念頭に置くことが重要となる。利用者が健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力する。そのためには、一人ひとりの障がいを個性と捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に一人ひとりの障がいに応じた、人権に配慮したサービスを提供する。特に、利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないような体制の構築が望まれる。

### （2）事業計画

#### ①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護 石山センター

（定員 30 名／現員 30 名）

#### ②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設 石山センター（定員 2 名）

#### ③入所利用者を取り巻く環境等の見直し

入所利用者は現在、平均年齢が 46.5 歳、最高齢が 64 歳となっており、発達障害者は健常者に比べ加齢にともなう老化が早く、40 歳を過ぎると老化が始まると言われている。当入所利用者においても、近年、身体機能の低下や認知機能の更なる低下、様々な疾患に対する罹患率の増加にともなう通院頻度の高さが目立ってきており、利用者に対する支援に加え介護（スキル）の重要性の増加に加え、日課の見直し、それにとともなう職員の勤務や業務の見直し、日中活動の見直し、生活環境の見直しなど、多くの見直しに迫られている。また、同時に家族の高齢化問題も顕著に現れてきており、家族とのコミュニケーションの取り方の工夫や親亡き後の当人の受け入れ、当人亡き後

の対応等々の再確認の必要性に迫られている。また、当施設も開設から 32 年を経過し建物及び設備など様々な面において老朽化が目立ってきており、利用者の安全と快適性を維持する為、順次、修繕等に取り組んでいく。

#### ④職員の確保と資質向上に関して

支援員の慢性的な人員不足は直ぐに解消される見通しは無い状況である。職員確保の為、様々な媒体を介した募集を継続していく必要がある。また、職員の定着率向上に向けた取り組みや福利厚生面の充実も継続して行っていく予定である。職員の資質向上に関しては、各種委員会における取り組みや各部所での会議が多く持たれており、その活性化を促し、その効果に期待する。

#### ⑤個別支援計画の見直し

利用者及び家族の意向を踏まえることを前提に、利用者ができないことや問題行動ばかりに着目するのではなく、エンパワメント支援、本人中心主義、ストレングスモデル及び ICF の視点など、従来からの社会福祉援助技術とその考え方を改めて学びながら、個別支援計画を見直していく。今後は根拠に基づくアセスメントのもと、利用者一人ひとりの障害特性や個別性に基づく支援計画を策定すると共に、PDCA サイクルを効果的に機能させ QOL の向上に結びつく様に取り組む。先ず、アセスメント・支援計画・モニタリングの各様式を見直し、サービス利用計画書との整合性を担保し、PDCA サイクルを明確に位置付け、機能させる仕組みを構築し、根拠に基づく支援を徹底する。

#### ⑥意志決定支援

利用者支援に携わる福祉職としての専門性の核心は権利擁護である。支援者として行う権利擁護は利用者の側に立ち、利用者の心に寄り添い、利用者の心の声をしっかり受け止め、それを他者や社会に対して代弁する活動に他ならない。ご本人及びご家族への十分な説明のもとに利用者支援を提供して行くとともに、人としての尊厳を大切にするための意志決定支援にも力を注いでいく。

#### ⑦強度行動障害者への支援

H25 年度に強度行動障害支援者養成研修制度が創設され、自閉症を中心とした行動障害を有する人たちへの支援のスタンダードが確立しつつあるが、当施設職員においても、研修の受講をとおして、さらなる自閉症及び強度行動障害の理解と対応等を学び、その理念とアイデアを日常の支援に活かすべく、取り組みを強化する。

#### ⑧健康管理の徹底

入所利用者の高齢化問題に付随して、健康管理の徹底が上げられる。特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい多くの重度の利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査の実施が重要となる。今年度は年二回実施されている健康診断の内容を再検討する。

#### ⑨その他

各種委員会の活動は活発に行われていることから、今後も各部所間における情報共有をさらに広め、個々の利用者へのサービス向上に努めていく。例年通り、石山祭・日帰り旅行・クリスマスパーティーなど様々な行事を企画し、利用者にメリハリのある生活環境を提供していくとともに地域社会との交流も継続して取り組んでいく。また、実習生やボランティアの受け入れに力を注いでいく。

### 3 生活介護事業所 「いしやま」

#### (1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、合わせて、当法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを利用しており、包括的にサービスをマネジメントし提供しており、特に重度者に対しては非常に有効的な強みであり、今後もこれを最大限に活かしていく。

#### (2) 事業計画

##### ①生活介護事業 生活介護事業所 いしやま（定員 38 名／現員 33 名）

いしやま 14 名

いしやまⅡ 19 名

##### ②利用者に対するケースマネジメントの強化

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活の為の支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況であり、今後は特に在宅生活者らのニーズが高まるのは必然の状況にある。各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータル支援による地域生活を円滑に送ることができるように努めていく。



### ③ニーズに応じた事業展開の検討

利用者及び家族の求めに応じ各事業の拡大を目指していきたいと考えており、その中でも、各利用者に対するサービスの中立性及び公平性を担保し、サービス利用計画書の作成にあたる相談支援事業所の開設と家庭以外の生活の場としてのグループホームの展開に関して検討を加えることが望まれる。

### ④日中活動の充実

事業所は重度の障害のある人たちが集い、仲間と一緒に充実した時間を過ごす為の貴重な場であり、活動センター的な役割となっている。活動に関しての集団性は否定できず、ニーズの最大公約数となるが、個々のニーズを踏まえた多領域に渡る活動を提供することが必要となり、活動の多様性と内容の充実が望まれる。

### ⑤送迎問題

利用者は入所に比べ平均年齢が 33.4 歳、最高齢が 45 歳となっており、まだ、加齢にともなう老化の問題は生じていないが、彼らを支える家族の高齢化問題がこれから徐々に現れてくるものと思われる。その中でも現在、送迎の負担の声が聞かれており、旧なかのしま分場の石山移転にともない、石山センターと真駒内駅間の来所・退所時の送迎実施に加えて、H28 年度には新たに藤野生協までの送迎を開始しており、実施拡大等に対して多くの課題を抱えるが、家族のニーズは高いことを認識し、検討を加えていく。

### ⑥新利用者の確保

昨年度は当入所施設に 1 名と他の入所施設に 1 名の計 2 名の退所者が見られており、2 名減のままの状態となっている。昨今の高等養護学校の特別支援教育において就労に向けた取り組みが強化され、当人や保護者の意識も昔に比べて様変わりし、卒後の進路は大半が就労系の事業所を希望しており、生活介護の希望者は強度行動障害を示すなどかなり重度の生徒となっている。当生活介護利用者の多くが重度の自閉症であり、受け入れに際しては限られた環境において、対人関係等に細心の注意を払わなければならないが、安定的な事業運営を考えると新利用者の確保に向けて取り組んでいくことが必要となる。

## 4. 居宅介護事業所 「フルネス」

### (1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に

提供している。利用者の多くは当法人の利用者（生活介護いしやま・GHるあーな）であり、社会参加に対する個々のニーズも高く、地域生活を送る上で本人及び家族にとって貴重なサービスとなっている。また、当生活介護サービスに対する補完的な役割も果たしている。

## （２）事業計画

### ①居宅介護事業 居宅介護事業所フルネス

契約者 38 名

障害福祉サービス 行動援護 契約者 19 名

地域生活支援事業 移動支援 契約者 19 名

### ②ヘルパーの確保

部外ヘルパーに関しては、現在の登録者 4 名の高齢化及び稼働可能時間の制約を考えると、新たな登録者の確保が望まれる。また、内部ヘルパー（法人職員有資格者）に関しては、より専門性を要する重度の利用者に対するサービスにおいて有効性が発揮され、本人及び家族の安心感につながっており、ニーズも高いことから継続していく。

### ③現利用者に対するサービスの開拓

現在、事業所として提供することができるサービス量を考え、当法人の利用者を中心としてサービスを提供している。当事業所の地域資源のひとつとしての役割を理解しつつも、まずは、優先的に当法人の利用者が地域生活を送る上で必要なサービスを個々のニーズに合わせ提供していく。また、潜在的なニーズを顕在化させる等のニーズの開拓を行っていく。

### ④他部所との連携の強化

当法人の利用者が中心の為、その多くが日中活動は当法人の生活介護いしやまを利用しており、双方で得られた情報を各事業所間で伝達、共有しそれぞれのサービスに活かしていく。

### ⑤行動援護従事者養成研修の受講

行動援護は移動支援に比べて報酬単価が高く、現在、契約者の半数を占めている。重度の利用者が対象となる為、高い専門性が要求され、制度見直しにより、平成 30 年 4 月 1 日以降は行動援護従事者養成研修を修了し、知的障害児者もしくは精神障害者の直接業務 1 年以上の実務経験が必須となる。その為、今後も継続して行動援護のサービスを提供する為には、平成 30 年 3 月 31 日までに行動援護従事者養成研修を受講する必要がある。すでに専任スタッフ 2 名は取得済みであるが、外部ヘルパーはこれから取得が必要となる。

積極的な取得を促す為に事業所において費用の一部負担を進めていく。

## 5. グループホーム 「るあーな」

### (1) はじめに

旧ケアホームなかのしまが中の島から、石山の現在地にグループホームるあーなとして新築、移転し2年半が経過し、入所施設石山センターから地域移行した旧ケアホームなかのしまの利用者3名と家庭から現グループホームるあーなに移行した4名共に新しい生活、環境にも慣れ、落ち着いた生活を送ることができている。移行にともない、世話人二名体制は維持し、加えて夜間支援体制（宿直者の配置）を整えたことで、24時間365日の切れ目のない支援体制が構築でき、また、本体施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供することができ、利用者及び家族の安心につながっている。今後、事業的な展開を考えると、重度の利用者の受け入れと高齢化対策が重要な要素になるものと思われる。

### (2) 事業計画

#### ①継続サービス

共同生活援助事業 グループホームるあーな 利用者7名

#### ②旧ケアホームなかのしまから継続した利用者の雇用の維持

利用者3名の年齢は62歳、51歳、48歳となっており、加齢にともなう老化の問題が徐々に感じられ始めている。現在、全員が就労しており、日中活動の場としてまた現在の生計の維持の為に、就労の維持は不可欠となっており、その為には継続した支援、特に職場調整を行っていく。

#### ③グループホームるあーなからの新利用者の生活の安定

新利用者4名共に障害程度は重度の分類に属し、新しい生活、環境にも慣れ、落ち着いた生活を送ることができており、生活場所としての役割に加えて、日中活動の場所とし生活介護事業所いしやま、社会参加として居宅介護事業所フルネスを包括的に利用した生活を送っている。また、生活支援員及び宿直者はいしやま職員が兼務することで、統一、継続した支援を専門的に提供しており、この有効性を今後も継続して行っていく。

#### ④利用者の健康維持

入所利用者と同様に、生活の場であることを踏まえると、健康管理の徹底があげられる。特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難し

い利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査の実施が重要となる。体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種等に加えて、個々のニーズに応じたバイタル測定等の実施を継続して行っていく。また、本体施設石山センターの看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた対応の実施も継続して行っていく。

#### ⑤付加的な機能の検討

現在、一部屋が空き部屋として存在し、有効活用として一名の定員増や短期入所、体験利用としての活用が考えられるが、実施に際しては支援体制等の多くの課題が考えられる。現在は利用者の生活及び支援を最優先して考えているが、この点に関しても検討を加えていく。